

イギリスにおける Limited Liability Partnership (LLP) の 形成と発展

沈 律

要 旨

本論文は、イギリスにおけるLLPの形成と発展について検討したものである。

具体的には、1990年代から新たな事業組織形態の創設への要請から議論されたUK LLPを検討するにあたって、当時、イギリスで事業活動をするための選択肢であったPartnershipとLimited PartnershipをUK LLPの創設前史としてその特徴を探ることとする。

また、国際的な大手会計事務所らの要請から始まったUK LLP創設への議論を経て2000年に制定された2000年LLP法とその細則であるLLP規則の変遷を検討し、UK LLPが有する特性を確認する論文である。

- I はじめに
- II Limited Liability Partnershipの創設前史
- III Limited Liability Partnership Act 2000の制定
- IV Limited Liability Partnership Actの発展
- V 結びに代えて

I はじめに

平成17年会社法の制定により新しい会社形態として持分会社の一種である合同会社が創設された。最初に合同会社制度が制定されてまもなくの間ではあまり利用されていなかったが、2022年には合同会社の設立登記が3万社を超えるほど、現在は持分会社の中で最も使われている会社形態である¹。

合同会社は、会社を構成する社員の全員が株式会社のように間接有限責任を享受することができ、他の持分会社である合名会社や合資会社のように会社組織において人的な

1 2022年における合同会社の設立登記の件数は、37,127件である。これに対して、合名会社は20件、合資会社は30件の設立登記がなされている。e-Stat 政府統計の総合窓口「会社および登記の種類別 会社の登記の件数」(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003206210>)。

つながりが重視されている会社形態である。このようなすべての構成員が有限責任を享受しながら構成員の合意により自由かつ柔軟な経営ができる事業組織形態は、他国にも存在しており、アメリカにはLimited Liability Company（以下、「LLC」という）やLimited Liability Partnership（以下、「US LLP」という）、イギリスにはLimited Liability Partnership（以下、「UK LLP」という）、中南米においてはSociedad de Responsabilidad Limitada（「S.R.L.」もしくは「S. de R.L.」を略語として用いることが多いが、以下、本稿では、「Limitada」という）などが存在する。

特に、アメリカのLLCの場合には、合同会社の創設が議論されていたときに参考された海外事業組織形態でもあり、当時は、合同会社について説明する際に「日本版LLC」という名称をよく用いていた。アメリカのLLCは、1977年、ワイオミング州で最初に創設された事業組織形態である。当時、アメリカの企業家らが海外で事業活動を行う際に利用していたパナマのLimitadaをモデルにしたものであって、全構成員が有限責任を享受しながらPartnershipのように自由かつ柔軟な経営ができる事業組織形態である。そのうえ、租税上の取扱いについて二重課税を受けない事業組織形態をアメリカ国内の事業組織形態として新設することへの要請を受けて創設された²ものである。アメリカのLLCは、法人類似性³を有する非法人の事業組織形態（unincorporated entity）であって、Corporationより自由かつ柔軟な経営ができ、租税上においては、基本的にはPartnership課税を受ける事業組織形態であるが、選択によって法人税が課される場合もある。このような特徴からLLCは、PartnershipとCorporationのそれぞれの利点を融合した事業組織形態として、現在、アメリカでは多く利用されている。

このように、アメリカのLLCも日本の合同会社もその事業組織形態を構成するすべての構成員または社員が間接有限責任を享受しながら、合意により自由かつ柔軟な経営ができる点が各事業組織形態の利用を促すメリットとして挙げられると考えられる。また、LLCも合同会社もCorporationや株式会社に比べて比較的新しい事業組織形態であるため、法律における規制が少なく、その法律の規定も大半が任意規定であることもその利用を促すメリットであるだろう。しかしながら、LLCが法人類似性を有する非法人事業組織形態であることに対して、合同会社は会社として法人事業組織形態であるため、このことがLLCと合同会社において大きく異なる点である。また、アメリカの場合には、LLCに関する法律が各州に制定されている。そのため、LLCに関する規定を統一化する

2 Susan Pace Hamill, *The Origins Behind the Limited Liability Company*, 59 Ohio St. L. J. 1459, 1463 (1998) ; see also Joseph A. Rodriguez, *Wyoming Limited Liability Companies: Limited Liability and Taxation Concerns in Other Jurisdictions*, 27 Land & Water L. Rev. 539, 544 (1992) ; Wayne M. Gazur, *The Limited Liability Company Experiment: Unlimited Flexibility, Uncertain Role*, 58 Law & Contemp. Probs. 135, 139-40 (1995) .

3 アメリカのLLCの場合には、州ごとに制定法を設けているため、本稿でLLCに関する制定法として取り扱う法律は、各州のLLC制定法の統一化を図るために制定された統一LLC法（ULLCA）である。ULLCA（2013）108条（a）項では、「LLCは、構成員とは別の事業組織体（an entity）である」と定めており、LLCが法人体であると規定していないが、構成員と区別される事業組織体であると規定している。また、LLCは、LLCの名義を用いてすべての裁判上の行為および業務を遂行するために必要な行為を行うことができると規定しており、法人として行える行為をLLCがすることができると規定している（ULLCA（2013）109条）。これらの条文規定から鑑みれば、アメリカのLLCは、準法人（quasi-corporation）であるともいえる。

目的で統一LLC法が制定されているとしても、統一LLC法とは異なる規定を設けているLLC法も存在している点も、単一法である会社法により規律されている合同会社とは異なる点である。

そこで、本稿は、合同会社と同様に法人格を有する法人事業組織形態であり、単一法としてイギリス全域に適用される2000年LLP法 (Limited Liability Partnerships Act 2000) により規律されているUK LLPを合同会社の比較対象として、その制度の創設前史から現在に至るまでを紹介し、若干の検討を加えることを目的とする。

II Limited Liability Partnership の創設前史

1. UK LLP創設以前のイギリスにおける事業組織形態としてのPartnership

イギリスにおいて複数の者が集まって事業活動を行うために利用される事業組織形態としては、Partnership形態とCompany形態として大きく二つに区分することができる。このうち、Company形態については、公開会社 (public company) と私会社 (private company) の二つに区分することができる⁴。元々、イギリスにおいてCompanyは、Partnershipとしてみなされた歴史的な経緯があり、1844年登記法 (Joint Stock Companies Act 1844) の成立によりPartnershipのうち一部が強制的に登記されることによって法人格を有する事業組織形態として取り扱われた⁵。しかしながら、当時のCompanyは、設立証書 (deed of settlement company) により法人格を与えられていたとはいえ、Partnershipとして呼ばれ、すべての構成員が有限責任を享受することはできなかつた。法人格を有する法人事業組織形態においてすべての構成員が有限責任を享受することができたのは、1855年有限責任法 (Limited Liability Act 1855) の制定からである。その後、1844年登記法と1855年有限責任法を総括して1856年会社法 (Joint Stock Companies Act 1856) が制定され、このときからは以前の制定法とは異なってPartnershipとして呼んでいなかった⁶といわれる。この1856年会社法は、現代イギリス会社法 (Companies Act) の実質的な基礎として評価⁷され、ここからCompanyは、

4 Companyについては、公開会社 (public company) と私会社 (private company) に区分することができる。イギリス会社法上における会社の区分とその変遷の詳細については、酒巻俊雄ほか『英法系諸国の会社法－理論と実務・1 総説・設立・株式と株主』29-31頁、53頁以下 (中央経済社、2021年) を参照。

また、Company形態のうち、現在のイギリスにおいてもっとも利用されているものは私会社であって、イギリスに設立される法人事業組織形態のうち、約95%を占めている。Companies House, Companies register activities: 2022 to 2023, <https://www.gov.uk/government/statistics/companies-register-activities-statistical-release-2022-to-2023/companies-register-activities-2022-to-2023>, Table 1 (29 June 2023)。これは、私会社の場合には、会社法により規定されるとしても、小規模の事業活動を行う場合においては例外条項も多々あるため、法人事業組織形態である私会社のすべての株主が有限責任を享受することができるというメリットから、他の事業組織形態よりも私会社が選択されていると考えられる。

5 1844年登記法により、法定の要件を充たしてCompanyとして登記することにより法人格が付与される対象は、資本をすべての構成員の同意なく譲渡しようとする持分に分かつPartnershipと、保険事業を目的とする会社および25人以上の構成員から成るPartnershipであったという。酒巻俊雄「株式会社の本質観と会社法理－イギリス法とアメリカ法－」星川長七先生選暦記念『英米会社法の論理と課題』3頁 (日本評論社、1972年)。

6 酒巻・前掲注 (5) 4-5頁。

7 酒巻・前掲注 (5) 5頁。

Partnership形態から離れて、事業組織形態に法人格を与え、すべての構成員が有限責任を享受することができる法人事業組織形態として現在に至るまで多く利用されることとなった。このような歴史的な経緯から鑑みると、イギリスのCompanyは、その出発点は、同じ目的をもって集まった者たちにより作られた事業組織形態としてのPartnershipであって、そのPartnershipに構成員とは別途の法人格を与え、すべての構成員の責任を有限責任とさせるために工夫されてきた法人事業組織形態であると考えられる。

上述したCompanyの経緯から分かるように、イギリスにおいて昔から事業活動のために利用されてきたもののベースはPartnership形態であった。また、UK LLPが創設される以前においてイギリスで利用されていたPartnershipという名称を用いていたPartnership形態には、Partnership（General PartnershipもしくはOrdinary Partnershipと称することもある）とLimited Partnershipがある。そこで本稿では、UK LLPもPartnershipという名称を用いたことからUK LLPの創設前史として、以下ではPartnershipとLimited Partnershipについて若干の検討を行うこととする。

2. Partnership

(1) 非法人事業組織としてのPartnership

Partnershipは、複数の人により小規模な事業活動を行うことに適合している事業組織形態として現在のイギリスにおいても多く利用されている⁸。イギリスのPartnershipは、1890年Partnership法（Partnership Act 1890）により規律される事業組織形態であり、Companyとは異なって法人格を有する事業組織形態ではない。そのため、Partnershipは、Partnership名義をもって契約を締結したり、資産などを所有したりすることができない⁹。しかしながら、スコットランドのPartnershipの場合には特殊であって、1890年Partnership法4条2項により、スコットランドPartnershipは、構成員とは区別される法人であると規定されている。

Partnershipを構成するPartnerは、自然人か法人かを問わないが、Partnership自体は、法人格を有していないため、他の会社の株主またはPartnershipのPartnerもしくはUK LLPの構成員（member）¹⁰となることはできない。また、Partnershipは法人格がないことで、会社庁（Companies House）などの機関にそのPartnershipに関する登録（Register）をする必要はない。すなわち、2人以上の者が「利益を得る目的をもって共

8 ビジネス・エネルギー・産業戦略省の2022年の統計によるとイギリスにおける民間企業のうち、Partnership（Ordinary Partnership）は、353,000件で、全体の6%を占めている。Department for Business, Energy & Industrial Strategy, Business population estimates for the UK and regions 2022: statistical release, <https://www.gov.uk/government/statistics/business-population-estimates-2022/business-population-estimates-for-the-uk-and-regions-2022-statistical-release-html>, Legal form, Figure 3（6 October 2022）。

9 Geoffrey Morse & Thomas Braithwaite, Partnership & LLP Law, 9th ed., Oxford University Press, p. 3（2020）. See also, Mark Blackett-Ord & Sarah Haren, Partnership Law, 4th ed., Bloomsbury Professional, p. 1（2011）。

10 UK LLPの場合には、Partnershipという名称を用いた事業組織形態ではあるが、Partnershipとは異なってUK LLPを構成するものをMemberという。本稿では、UK LLPのMemberは、「構成員」という訳語で表現することとする。

同して事業を遂行する」ためにPartnershipを形成するには、法定の要件を充たして当該Partnershipの形成に関する登録をする必要はなく、当該Partnershipを構成するPartnerたちの合意により形成されるものである(1890年Partnership法1条1項)。そのため、PartnershipはPartner間で生じる関係性(relationship)がもっとも重視される¹¹といわれている。このような特徴から、イギリスのPartnershipは日本における組合に類似している事業組織形態であるといえる。

(2) Partnership AgreementによるPartnershipの運営

日本の組合は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することにより、その効力が生じ(民法667条1項)、その組合契約は、公序良俗に反しない限り、内容を自由に決められることができる(民法521条2項)。したがって、組合を運営するにあたっては、当事者間の合意により作成される組合契約の内容が重要となる。イギリスのPartnershipにおいて日本の組合契約に相当するものがPartnership Agreementであろう。Partnership Agreementは、当該Partnershipを形成して営利のために共同の事業目的を遂行するための必要なあらゆる事項を、Partnerたちの合意により作成することができるが、その形式については特に定められていない。書面をもって作成することができるが、黙示的な契約であっても構わない。当事者間の合意があったことが分かればそれで十分である。とはいえ、将来に生じ得る紛争のことを考えれば、書面をもってPartnership Agreementを作成することが望ましいと思われる。

また、Partnershipの運営は、Partnership Agreementで定めた規定に従って行われることとなる。Partnership Agreementにおける規定の定めについては、1890年Partnership法において詳細に規定されているわけではなく、契約の自由により当事者間の合意をもって定めることとなる。ただし、1890年Partnership法は、Partnership AgreementにおけるPartnerたちの持分と権利義務に関する特則を設けていて、Partnershipの事業活動により得られた利益は、Partnersたちが平等な割合をもって分け合うこととなる(1890年Partnership法24条1項)。また、Partnershipの常務については、Partnerたちの過半数をもって決定することができるが、Partnershipの本質に係わる変更についてはPartner全員の同意を要する(同法8項)と定められている。この規定から考えられるのは、Partnerたちは同等な関係に立ち、Partnershipに関する権限や義務などについて均等に取り扱われることである。また、Partnershipの基礎的な変更以外の事項についてはPartnerの過半数をもって決定することができる旨を定めることもでき、言い換えれば、Partnerたち全員の同意があれば、Partnershipの運営についてあらゆる規定をPartnership Agreementに定めることができるのである。

11 Blackett-Ord & Haren, *supra* note 9, at 1.

(3) 企業の継続性を欠くというデメリット

Partner間の合意により自由かつ柔軟に経営ができる点は、複数の者が共同して事業活動をするに当たってメリットになるかもしれない。しかし、Partnershipは、Partnerのうち誰かが死亡したり、当該Partnershipから脱退したりすることなど、当初のPartnershipから一部のPartnerを欠ける変動が生じた場合には、Partnershipを形成するという契約において当事者の不在が生じることとなる。これをもって当該PartnershipにおいてすべてのPartner間の契約関係が消滅することとなり、したがって、当該Partnershipは、解散することとなる（1890年Partnership法33条）。Partnerの変動によりPartnershipが解散せざるを得ないことは、共同して事業活動を行う事業組織形態として「企業の継続性」を欠くこととなり、これは、Partnershipを事業組織形態として選択することを躊躇させる要因の一つになるのではないかと考えられる。なぜなら、共同して事業活動を行っていた複数の者のうちには、Partnershipを解散せずに事業活動を引き続けて行いたいと思う者が存在する可能性もあり得るからである。もし、引き続いて事業活動を行うと判断した場合には、まず、Partnerの変動が生じたPartnershipを解散して当該Partnershipが定めた割合により事業活動に関する権限や残余財産などを分配し、その共同の事業活動を一回整理することとなる。その後、当該PartnershipのPartnerたちのうち、共同して事業活動を行うことに同意をしたPartnerたちが新たなPartnershipを再び形成することによって、共同の事業活動を続けることができる。すなわち、既存のPartnershipは解散し、新たなPartnershipとして事業活動を行わなければならないこととなり、このような点が企業の継続性を欠けることとなる。

このようにPartnershipが企業の継続性を欠けることは、Partnershipが築き上げてきた事業活動に関わる関係が続けるためには余計な手間がかかってしまうこととなり、このような点が事業組織形態としてのPartnershipが有しているデメリットではないかと思われる。

(4) Partnerの意思に反する決定への制限

1890年Partnership法は、Partnershipのあらゆる事項について契約自由の原則の下で、Partner間の合意をもって定めることができるようにしており、上述したように、その合意の形式についても特に規定している条項はないため、Partner間の合意によって定めることができる。しかしながら、すべての事項について黙示的な合意を認めているわけではない。1890年Partnership法の25条は、Partnerの除名権について規定しており、Partnerの除名については、Partnership AgreementにおいてPartnerの除名権について明記していない限り、多数派PartnerであってもどのPartnerも除名することができないと規定している。これは、Partnerの除名は、その除名対象となるPartnerの意思に反して当該Partnershipから追い出す結果につながることであるから、Partnerの除名に関する規定は、明確に記載する書面をもってPartnership Agreementを作成し、それにすべてのPartner

たちが合意することが必要である。Partnershipは、Partner間の合意により形成される事業組織形態であるため、最初から除名権についてもすべてのPartnerの同意を求め、後に頭数多数決により少数派Partnerの意思に反してその者を追い出す決定を自由にすることができないようにするためのものであって、このような規定はPartnershipに紛争が生じた際に少数派Partnerを保護するために設けられているのではないかと考えられる。

(5) 小括

Partnershipは、小規模な事業活動のために集まれたPartner間の契約によって形成されるものであるため、Partnerたちの意思がもっとも重要となっている。また、事業組織形態とはいえ、法人として認められる事業組織形態ではなく、単なるPartnerという個人たちの集まりであるため、各Partnerは、無限責任を負うこととなる。その結果、Partnershipを用いて事業活動を行う各Partnerは、合意により自由かつ柔軟な経営ができるとはいえ、当該Partnershipの事業における責任および金銭的リスクを共に分担することとなり、当該Partnershipの債務についても連帯して責任を負うこととなる。このようにPartnershipの事業活動により生じた債務について各Partnerが連帯無限責任を負うことは、事業組織形態を選択するにおいてPartnershipのデメリットとして作用しているのではと考えられる。さらに、事業組織形態として「企業の継続性」は、事業活動を行うことにおいて重要であるにもかかわらず、当初のPartnershipを形成したPartnerたちに変動が生じることにより当該Partnershipを解散しなければならないことは、Partnershipを用いて事業活動を行うことを躊躇する要因となると思われる。

上記のような懸念から小規模は事業活動であっても法人格を有することによりすべての株主が有限責任を享受することができ、また、法人として存在するため株主に変動が生じたとしても事業活動を継続することができる私会社¹²を事業組織形態として選択することが多いのではと考えられる。

3. Limited Partnershipの概説

Limited Partnershipは、多方面においてPartnershipと類似している¹³が、1907年 Limited Partnership法 (Limited Partnerships Act 1907, 以下、「1907年LP法」という) により規律され、責任の範囲が異なる2種類のPartnerにより構成される点がPartnershipとのもっとも異なる点である。Partnership形態は、基本的に複数の者が共同して事業活動を行うため、2人以上により構成されるが、Limited Partnershipは、少なくとも無限

12 私会社の場合には、1908年会社法により法認されてからその利用が増えつつあり、前掲注(4)で述べたようにイギリスにおいて大半の法人事業組織形態を占めている。そのため、1908年会社法以降は、小規模の事業活動であってもPartnershipを形成して行うより法人事業組織形態として私会社を選択することが多くなったのではと考えられる。

13 1907年LP法は、法律に定めていないことについては、1890年Partnership法が適用される(1907年LP法7条)と規定しており、1907年LP法は、17条文が定められていてその内容もLPのLimited Partnerに関する事項やLPの登録に関する事項が大半である。

責任を負うGeneral Partner¹⁴ 1人と有限責任を負うLimited Partnerの1人が必要である。また、Limited Partnerは、当該Limited Partnershipの経営に参加しない限り、有限責任を享受することができる（1907年LP法6条1項）。すなわち、Limited Partnershipの経営に携われるためには、PartnershipのPartnerと同様に、無限責任を負わなければならない。このことからイギリスのLimited Partnershipは、日本において会社法が制定される前の商法時代に規定されていた合資会社と同様な事業組織形態であるといえる。

Limited Partnerは、当該Limited Partnershipの債務について有限責任を有するため経営に参加することはできないが、当該Limited Partnershipの経営や財産状況について監査権や調査権を有することができる。また、Limited Partnerが当該Limited PartnershipのGeneral Partnerであると誤認させる行為をした場合には、その誤認行為により生じたすべての債務については当該Limited PartnershipのGeneral Partnerと同様に無限責任を負うこととなる（1907年LP法6条1項後段）。このような定めから鑑みると、事業組織形態において事業活動を遂行する者は、無限責任を負うことが当然であると考えられていて、そのような考えから無限責任を負う者と有限責任を負う者が混合している事業組織形態であれば、無限責任を負う者のみにより事業活動が行われることとなると思われる。

また、Partnershipの場合には、当該PartnershipのPartnerたちの合意により形成されることで、当事者たるPartner間の契約があれば発生する事業組織形態であることに對し、Limited Partnershipの場合には、Partner間の契約により形成されたLimited Partnershipについて会社庁の登録が必要である（1907年LP法5条）ことがPartnershipとLimited Partnershipの異なる点である。もし、Limited Partnershipが会社庁に登録することを怠った場合には、Limited PartnershipはPartnershipとして取り扱われることとなる（1907年LP法5条後段）。Limited Partnershipを会社庁に登録する際に必要な登録記載事項は1907年LP法8条に定められており、その登録記載事項に変更があった場合には、7日以内に登録記載事項の変更を行わなければならない（1907年LP法9条）。さらに、1907年LP法は、Limited Partnershipを登録することによりLimited Partnershipを構成しているPartnerたちの責任の範囲を明確に区分して知らせるように規定している。特に、有限責任を有するLimited Partnerが負う責任の範囲として、各Limited Partnerが当該Limited Partnershipに対して出資した金銭または金銭以外の財産の価額を登録する際に明確にすることが定められている。これは、Limited Partnershipに債務があるときに、その債務について各Limited Partnerが負う責任の範囲を知らせることにより、Limited Partnerの有限責任を保障するとともに債権者が債務履行を請求することにおいてLimited PartnershipのPartnerたちの責任範囲内で請求することができるようにする

14 Limited Partnershipは、Partnerを責任の範囲により区分するため、無限責任を負うPartnerをGeneral Partner、有限責任を負うPartnerをLimited Partnerとして区分することが通常である。本稿においても、Limited Partnershipにおける無限責任を負うPartnerはGeneral Partnerということとする。

ための情報公示の役割を果たしていると考えられる。

このように、1907年LP法は、概ね1890年Partnership法の規定に従って形成される Limited Partnershipに関する特則としてわずかの条文で構成された法律である。当初1907年LP法は、Limited Partnershipに有限責任を有するLimited Partnerという存在を認めることにより、当該Limited Partnershipの一部として構成しているLimited Partnerに債務負担のリスクを制限することができることで、Partnershipが有するデメリットを軽減するために創設された法律であると思われる。しかしながら、Limited Partnershipは、有限責任を負うLimited Partnerには経営への参加ができないとしていることから、その利用はあまり進まず、租税上の取扱いにおいてPartnership課税を受けるための目的を活かすためにベンチャーキャピタルや不動産投資のための事業組織形態、スコットランドにおける農業用賃貸など、一部に限られた業種により利用されている¹⁵。

Ⅲ Limited Liability Partnership Act 2000 の制定

1. 新たな事業組織形態の創設についての要請

(1) 新たな事業組織形態のモデル

1990年代からは、イギリスにおいても新たな事業組織形態の創設への要請が強まっていた。このとき、新たな事業組織形態として要請されたのは、1990年代からアメリカにおいて専門職団体 (Professional Firms) が多く利用していたUS LLPを参考にした新たな事業組織形態としてUK LLPの創設が求められた。この際、最初にイギリスに対してUK LLP制度の創設を要請したのは、Ernst & YoungとPrice Waterhouseを中心にする国際的に事業活動を展開していた大手会計事務所¹⁶であった。

1990年代になってからアメリカでは、LLCやUS LLPなど、すべてのMemberまたはPartnerが有限責任を享受しながら、自由かつ柔軟な経営ができる事業組織形態に関する法律が競争的に制定された。これらの新たな事業組織形態がアメリカにおいて雨後の筍のように創設されたきっかけは、1988年アメリカの内国歳入庁 (Internal Revenue Service、以下「IRS」という) が発した通達88-76 (Revenue Procedure 88-76) である。

15 Geoffrey Morse, *Partnerships for the 21st Century - Limited Liability Partnerships and Partnership Law Reform in the United Kingdom*, 2002 Sing. J. LEGAL Stud. 455, at 456 (2002) .

16 大手会計事務所らは、無限責任によって生じる非現実的な期待や「ディープポケット・シンドローム (Deep Pockets Syndrome) : リスクは、そのリスク処理が比較的容易な立場にある者が負担すべきであるという考え方」を解消することができる新たな事業組織形態を創設できるように要請したといわれる。Judith Freedman, *Limited Liability Partnerships in the United Kingdom - Do They Have a Role for Small Firms*, 26 J. CORP. L. 897, at 899 (2001) . See also Jim Cousins, Austin Mitchell and Prem Sikka, *Race to the Bottom: The Case of the Accountancy Firms*, Association for Accountancy & Business Affairs <<http://visar.csustan.edu/aaba/RacetotheBottom.pdf>>, at 5 (2004) .

また、当時、一部の国際的な大手会計事務所らは、前例のない数と金額の業務上の過失についての請求が提起されていたという。もし、その請求が認められることになったら当該会計事務所のみならず所属している個別のPartnerの個人破産までにつながる可能性があつて、保険金額をはるかに超えるおそれがあつたといわれている。Geoffrey Morse et al. *Palmer's Limited Liability Partnership Law*, p. 10 (3rd ed., Sweet & Maxwell, 2017) .

この通達は、ワイオミング州LLCが有限責任性という法人の特徴を有しているとしても、租税上においてはPartnershipとして課税されるという内容であった¹⁷。この通達をもってワイオミング州LLCに対する租税上の取扱いが明確になったことから、ワイオミング州以外の州においてもLLC制度の導入に向けた取り組みを始めたことである。その結果、1996年にはアメリカのすべての州がLLC法を制定することとなった。

LLC法制定の普及と同時に、アメリカにおいては既存のPartnershipと概ね同様な仕組みであるがすべてのPartnerが有限責任を享受できる新たなPartnership制度の導入も進んでいた。最初のUS LLP制度が創設されたのは、1991年LLPに関する法律を制定したテキサス州である。その後、LLCと共に多くの州でUS LLPに関する法律を制定し、最終的にはアメリカのすべての州においてLLP法が制定された¹⁸。US LLPは、基本的にはPartnershipとして取り扱われるが、Partnerたちが負う責任の範囲を有限責任としているものであって、Partnershipに株主と同様の有限責任を与えた事業組織形態として理解されている。しかし、Partnershipとは異なって、州によっては法曹人、会計士、薬剤師のような専門職の免許を持った者のみがUS LLPを設立することができる¹⁹としている。また、州ごとに異なる規定ではあるが、一部の州においてUS LLPを設立するためには、最初からUS LLPとして設立することではなく、既に形成されているPartnershipまたはLimited PartnershipがUS LLPとして事業活動を行う旨の申請をすることによってUS LLPとなることとし、US LLPを新しく設立できる事業組織形態として認めるのではなく、Partnershipの一種として取り扱っている²⁰。

上述したLLCやUS LLPがアメリカにおいて多く使われることとなり、特に、専門職団体の形成の際にPartnership形態をとることが多いという理由から、国際的な事業展開をしていた大手会計事務所らは、US LLPのような新たな事業組織形態の創設をイギリスに対して要請したのではと考えられる。

(2) 1890年Partnership法の見直し

1995年、イギリスの法律委員会 (the Law Commission) は、すべての構成員が有限責任を有する新たな事業組織形態の新設にあたって、1890年Partnership法の改正を検

17 Hamill, *supra* note 2, at 1469-70; see also Susan Pace Hamill, *The Taxation of Domestic Limited Liability Companies and Limited Partnerships: A Case For Eliminating the Partnership Classification Regulations*, 73 Wash. U. L. Q. 565, 589-90 (1995). しかし、この通達88-76の対象は、ワイオミング州LLCだけであった。当時アメリカにおいてLLCの設立ができる州は、1977年に最初のLLC法を制定したワイオミング州と1982年にLLC制度を導入したフロリダ州のみだった。このうち、フロリダ州のLLC法は、ワイオミング州LLC法を概ねモデルにしていたとはいえ、ワイオミング州LLC法よりも柔軟な規定が定められていたことから、通達88-76の対象には含まれなかった。また、当時のフロリダ州LLCは、IRSが発したPrivate Letter Rulingにより、租税上にPartnership課税の対象として取り扱われたことも通達の対象にならなかった理由ではないかと考えられる。Carter G.Bishop, *Through the Looking Glass; Status Liability and the Single Member and Series LLC Perspective*, 42 Suffolk U. L. Rev. 459, 466-67 (2008-2009) .

18 Byron F. Egan, *Choice of Entity Alternatives*, 39 Tex. J. Bus. L. 379, 385 (2004) .

19 代表的には、ニューヨーク州とカルフォルニア州がある。Stephen M. Bainbridge, *Agency, Partnership & LLCs* (3rd ed.), Foundation Press, at 8 (2019) , see also, Gazur, *supra* note 2, at 166.

20 Tex. Bus. Org. Code § § 152.801-152.802.

討する必要があることで、1890年Partnership法改正の妥当性について調査を実施した。このように、1890年Partnership法を改正しようとした理由は、新たな事業組織形態をPartnership形態として導入することが構想されていたためであって、また、100年近くPartnershipに関する法律の改正がほとんどなかったことから、事業組織形態としてPartnershipが有するデメリットを改善するためにも1890年Partnership法の規定も調整することが必要²¹であったため、その改正に向けた作業を始めていたのではと考えられる。

しかし、1890年Partnership法の改正に向けた作業には、債権者を含むPartnershipに関わっている利害関係者の保護の観点から懸念があった。その理由は、当時の1890年Partnership法改正に関する議論の中では、Partnershipを構成している各Partnerの責任を当該Partnerの過失範囲内で責任を負うとする「過失責任 (fault-based) 主義」などが含まれていたからである。Partnerの責任について今までとはあまりにも異なることから、Partnershipの債権者を保護することやPartnerの過失による責任範囲の制限により被害者に対するリスクの負担について一変する変化をもたらすおそれがある内容だったため、学界や法曹界から批判を受け、反対された²²といわれる。

その結果、1890年Partnership法を全面的に改正しようとした働きは実を結ぶことにはつながらなかったが、アメリカやジャージー島²³などにおいてLLPの概念が知られていることがイギリスにも紹介され、イギリスにおいてもLLPの創設の可否について議論することとなった。

(3) 通商産業省による報告書による制度創設への働きかけ

1997年、イギリスにおいては国際的競争力の強化などを理由として新たな事業組織形態の創設の要請²⁴がさらに強まってきた。1890年Partnership法の改正が議論された際に他国ではLLP制度を用いていることを踏まえて、UK LLPを新たな事業組織形態として創設するために、通商産業省 (Department of Trade and Industry, 以下、「DTI」という) が報告書 (1997 Proposal, 以下、「1997年DTI報告書」という) を作成し、国会の特別委員会 (House of Commons Select Committee on Trade and Industry) に提出した。元々、UK LLPの創設を要請したものが国際的に事業活動を行っている大手会計事務所らであったため、当初のUK LLPは、会計士や法曹人、医師等の専門的な業種が利用できるように業種について制限をする予定であった。このように業種に制限がかかった理由は、債権者保護の観点から、比較的債権者が少ない専門医、法曹人等の業種に限る

21 1890年Partnership法は、制定された以降ほとんど改正されず、ほぼ100年間にわたって関連立法政策が行われなかったといわれる。Morse, *supra* note 15, at 455-56 (2002) .

22 Limited Liability Partnerships Act 2000, Explanatory notes, at 2 para 11 (2000) ; see also HC 59, para. 20 (16 February 1999) , Freedman, *supra* note 16, at 905 (2001) , Morse et al., *supra* note 16, at 9-13.

23 ジャージー島におけるLLPについては、次の拙稿を参照されたい。拙稿「ジャージー島のLimited Liability Partnership (LLP) の沿革に関する研究ノート」高崎経済大学論集64巻4号、149-162頁 (2022年)。

24 Morse et al., *supra* note 16, at 9-10.

考えをもって推進したのではと思われるが、それ以外にもUS LLPに関する法律を参考にした経緯からUS LLPに関する制定法のうち、ニューヨーク州やカリフォルニア州などには専門職の免許を有する者のみがUS LLPを設立できるように制限していることを参考にしてきたからではと考えられる。

1997年DTI報告書は、UK LLPは構成員と別個の法人格を有するため、組織の内部関係において構成員とLLPに関する権限等を定める規定を最小限でも設ける必要があると指摘し、それと共に債権者保護のために専門損害賠償保険制度など（Professional indemnity insurance or similar）²⁵、最小限の専門的な責任負担をするための規制事項を設ける必要があることを含んだ内容で作成された。

この1997年DTI報告書が公開された後、UK LLPの創設自体には肯定的であったものの、一部の専門職協会によりUK LLPの創設は、専門職に対する行政官庁の法的規制を導入するためではないかという疑問が提起された²⁶。また、PartnershipやLimited Partnershipについてはその利用について業種を制限する規制がないのに、なぜUK LLPだけは業種を制限するのかという指摘もあって、業種制限の構想が実現されることになればその点がUK LLPにとってデメリットとなると評価されていた²⁷。そのような批判をしていた専門職協会らは、UK LLPの利害関係者を保護するためであれば、他の保護措置を十分に設ければ、業種制限をすることには実益がないと提案した。このような提案を含めて議論が進み、その結果として1998年のDTI報告書（1998 paper）では、UK LLPに対する業種制限は実益がない²⁸と結論づけることとなった。

上記のようにイギリスの中でUK LLPの創設を巡り議論が長引くことになった時期に、最初UK LLPの創設に働きかけていた国際的な大手会計事務所らは、イギリス王室属領の一つであるジャージー島でLLPを創設（Jersey LLP）するようにロビー活動を行った。そのロビー活動に用いた草案は、最初イギリスでUK LLPを創設しようとしていた草案に批判を受けて修正を加え、利害関係者を保護するための専門損害賠償責任保険制度の規定が設けられていた²⁹。修正が加えられた草案をもってJersey LLPの創設のためにロビー活動を続けた結果、1997年にJersey LLPに関する法律（Limited Liability Partnerships (Jersey) Law 1997）が制定された。

Jersey LLP法が制定された後、国際的な大手会計事務所らは、その事実をもってイ

25 HC 59, para. 30. 最初のUK LLPの創設の際に出されていた草案は、大手会計事務所ら主導で作成されたものであって、利害関係者に対する保護が少ない草案であると強く批判されていた。その批判を踏まえて、DTIは報告書を作成するにあたって、US LLP制度を参考し、デラウェア州におけるLLPは、無限責任を負うPartnerを置く代わりに、デラウェア州LLP自体が最低100万ドルの損害賠償責任保険に加入することとしている規定をもって、UK LLPもこのような規定を置くことを進めていた。Cousins et al., *supra* note 16, at 29-30.

26 当時、疑問を提起した専門職協会は、英国公認会計士協会（Institute of Chartered Accountants in England and Wales, ICAEW）、スコットランド公認会計士協会（Institute of Chartered Accounts of Scotland, ICAS）などである。HC 59, paras. 30-31.

27 *Ibid.*

28 HC 59, paras. 30-39.

29 Cousins et al., *supra* note 16, at 31-32.

ギリスに対してUK LLPの創設を強いていたといわれる³⁰。DTIは、1997年DTI報告書の提案を踏まえて最初の草案を改善し、1998年にUK LLPに関する法律および規則 (Regulations)の草案を作成した。この法案は、今までの議論からなされた指摘を受けて、業種制限をなくすことで誰でもUK LLPを利用することができるようにした。しかし、元々の草案が業種制限を置くことにより専門職の免許を有する者のみが利用できるような手段として考案されたことから、当時のUK LLP法の草案にある多くの条項は、本来の目的に合わせた規定が残っていた。そのため、DTIは議論を経てさらに修正を加えた法案を1999年に公表するようになった。

2. UK LLPに関する法律の制定

(1) 2000年LLP法

上で述べたように、1990年代からErnst & YoungとPrice Waterhouseを中心にした国際的な大手会計事務所らがイギリスにおいてUK LLPに関する法律を制定するために働きかけた結果、UK LLPに関する法律は2000年7月に女王の裁可 (Royal Assent) を得て制定されることとなった。制定された2000年LLP法は、19か条と1個のスケジュールだけで構成された法律であったため、短いフレームワーク法であると評価された³¹。そのため、2000年LLP法を補完するためにUK LLPに関する規則をもって詳細な規定を設けている。

この2000年LLP法は、最初、イングランド、ウェールズ、スコットランドに適用されていた。北アイルランドの場合には、別途のLLP法 (Limited Liability Partnerships Act (Northern Ireland) 2002, 以下、「2002年北アイルランドLLP法」という) を規定していて、これは2000年LLP法を北アイルランドに適用するために再制定しただけのものであった。しかし、この2002年北アイルランドLLP法は、2006年会社法改正がUK LLPに適用されるために制定された2009年LLP規則 (The Limited Liability Partnerships (Application of Companies Act 2006) Regulations 2009) によって効力が停止された。そのため、2009年10月1日以前に2002年北アイルランドLLP法に基づいて設立されたLLPは、2009年LLP規則の規定により、2000年LLP法に基づいて設立されたUK LLPと同様に取り扱うこととなった³²。したがって、2000年LLP法は、現在、北アイルランドも含めイギリス全体に適用されることとなっている。

(2) 2000年LLP法の特徴

2000年LLP法により設立することができるUK LLPは、すべての構成員が有限責任を有する法人事業組織形態である。UK LLPは、2人以上の構成員たちが営利目的で共同

30 HC 59, para. 26. Cousins et al., *supra* note 16, at 26; see also, Freedman, *supra* note 16, at 905 (2001).

31 最初の2000年LLP法は、19か条と1個のスケジュールであったが、その後、2009年LLP規則により「4A Minimum membership for carrying on business」条文が追加され、現在の2000年LLP法は20か条と1個のスケジュールで構成されている。See also Morse et al., *supra* note 16, at 11-12.

32 LLP Regulations 2009 Reg 84 and Sch 2.

して事業活動を行うために設立する法人事業組織形態であるため、当該構成員の全員が署名した法人設立書類（Incorporation document）を会社庁に登録（Register）することによって設立される（2000年LLP法2条1項）。この法人設立書類の登記により設立されたUK LLPは、構成員とは別個の法人格を有し、当該UK LLPの能力には制限はない（2000年LLP法1条3項）。

UK LLPはCompanyのようにすべての構成員が有限責任を有する法人事業組織形態であるため、法律などに別段の定めがない限り、1890年Partnership法は適用されない（2000年LLP法1条4項）。また、2000年LLP法は短いフレームワーク法であることでその条文が少ない。その少ない条文のうち、15条は、LLP規則により会社法またはその他会社に関連する法律等をUK LLPに合わせて修正した規定を定めることができる（2000年LLP法15条）としている。したがって、UK LLPは、基本的に会社法の規定を準用することであって、支払不能についてもCompanyと同様な取扱いをされることとなる。

また、2000年LLP法8条は、「指定構成員（Designated member）」という新たな概念について規定し、UK LLPの構成員のうち2人以上もしくは構成員全員を指定構成員として登録することが定められている。この指定構成員とは、UK LLPの業務活動におけるあらゆる職務と行為を執行することができる者である。具体的には、指定構成員は、計算書類に署名したり、会社庁に計算書類を提出したり、UK LLPの会計監査役（Auditor）の選・解任ができたりなど、UK LLPの業務執行に関するあらゆる権限を有する者である。この指定構成員は、会社法等において「officer」や「director」などの経営者を表す用語を代替することであると考えられるが、このような経営者を表す用語が使われている規定をUK LLPに適用する際に、指定構成員が代替されるか単なる構成員が代替されるかについて明確な規定は存在していない³³といわれている。

しかしながら、UK LLPがCompanyのような法人事業組織形態とはいえ、Partnership的な側面も持っている。まず、2000年LLP法は、UK LLPの外部関係に関する規定が定められているものであって、当該UK LLPの内部関係については構成員間の合意に委ねられ、当該UK LLPの構成員間においては一般的な信義誠実義務を負わないとしている³⁴。また、2000年LLP法はCompanyのような株式資本や取締役などの規定は設けられておらず、構成員間の会議や決議方法などについての具体的な規定が存在しない。このような定めは、UK LLPの内部関係に関するものであるから、当該UK LLPの構成員間の合意をもって定めればよいことである。そのため、構成員間の合意によりLLP Agreementを定めることが重要である。このLLP Agreementの定めについては、特に規定はなく、書面をもって作成することができるが、黙示的な契約でもLLP Agreementを定めることができる。

33 Morse et al., *supra* note 16, at 18-19.

34 Morse et al., *supra* note 16, at 5.

次に、UK LLPは租税上の取扱いにおいて、Partnershipとして課税されるものである³⁵。すなわち、UK LLP自体には所得税の課税がなく、当該UK LLPの構成員の個人所得税として課税されることである。また、Companyとは違って、UK LLPを設立するためには2人以上の構成員によって設立されることで、1人LLPは基本的に認めていない。これは、Partnershipが2人以上のPartnerが共同して事業活動を行うことと同様に、Partnershipという名称を用いているからであると考え、また、当初参考にしてきたUS LLPも、Partnershipの一種であることから1人LLPを認めていないことが参考にされたのではと思われる。

このようにUK LLPは、Partnershipという名称を用いるとしても、法人事業組織形態として設立されることで、UK LLPの構成員は、Companyの株主のように有限責任を享受することができる。また、1997年DTI報告書で提案された通り、構成員の権限と責任、構成員間または構成員とUK LLP間に関する規定を設けているが、Companyのような機関設計についての規定は存在しない。ただ、UK LLPにおいて新たな概念として指定構成員というものが定められており、この指定構成員がUK LLPの業務執行に関するあらゆる権限を有することであって、それ以外のUK LLPの経営などを含んだ内部関係に関する定めは構成員間の合意により定められる。つまり、UK LLPはLLP Agreementをもって当該UK LLPを経営することができ、業務執行をするにあたって必要な機関設計においても自由かつ柔軟に対応することができる。このようなUK LLPの特徴から鑑みると、UK LLPはCompanyの有限責任性を有する法人事業組織形態であるが、租税上の取扱いやLLP Agreementによる自由かつ柔軟な経営ができることについてはPartnershipとしての性格も有している、ハイブリッドな事業組織形態として創設されたものである。

IV Limited Liability Partnership Act の発展

1. 2001年LLP規則

2000年LLP法が短いフレームワーク法としてわずかの条文で構成されていたため、2000年LLP法を補完するものとしてLLPに関する規則の制定が同時に進んでいた。その結果、2000年LLP法と同時に2001年LLP規則 (Limited Liability Partnerships Regulations 2001) の制定を向けて議論され、2001年LLP規則は、2000年LLP法に対する詳細な事項を規定しており、その多くは1985年会社法 (Companies Act 1985)、1986年支払不能法 (Insolvency Act 1986)、1986年会社取締役資格剥奪法 (the Company Directors Disqualification Act 1986)、2000年金融サービスおよび金融市場法 (the Financial Services and Markets Act 2000) などの規定に修正を加えてまとめたものである³⁶。

35 UK LLPの租税上の取扱いについては、2000年LLP法10条から13条にわたって定められている。

36 Morse et al., *supra* note 16, at 19. See also Morse, *supra* note 15, at 463-64.

また、UK LLPは、Partnershipという用語を用いた事業組織形態であるにもかかわらず、1890年Partnership法の規定は、2001年LLP規則においてはほとんど含まれていないことに特徴がある³⁷。これは、2000年LLP法1条5項において法律に別段の定めがある場合を除き、Partnershipに関する法律は適用されないと規定しているからであると考えられる。ただし、各UK LLPが当該UK LLPの内部関係につき、LLP Agreementにおいて別段の定めをしない限り適用されるデフォルトルールを規定しており（2001年LLP規則7条、8条）、このデフォルトルールは1890年Partnership法を模した規定である。特に、構成員の除名権に関する規定（LLP Regulations 2001 Part VI Default provision Section 8 Expulsion）は、1890年Partnership法25条の規定を準用して設けられた規定である³⁸。

さらに、2001年LLP規則2条の定義には、「影の構成員（shadow members）」が定義づけられていた。影の構成員とは、構成員がその指示または命令に従って行動することが慣例となっている者と定義されるが、ただし、構成員が専門的な立場から与えられた助言に基づいて行動するという事実だけを理由に、その者が影の構成員とみなされることはない³⁹。このように、影の構成員について定義付けられた理由は、2001年LLP規則により1985年会社法等の法律が適用される際に、取締役に対する参照がUK LLPの構成員に対する参照として取り扱われ、影の取締役に対する参照の受け皿として影の構成員の定義が定められたのではと思われる。

2. 2006年会社法改正とLLP規則

(1) 2008年LLP規則

2006年会社法の改正に伴い、2001年LLP規則の改正が必要となった。これは、2001年LLP規則が準用する規定を1985年会社法の規定から2006年会社法への改正が必要であるからである。2008年LLP規則（The Limited Liability Partnerships（Accounts and Audit）（Application of Companies Act 2006）Regulations 2008）は、2008年10月1日からUK LLPの会計および監査に適用される2001年LLP規則の一部を改正したものである。事実上、この2008年LLP規定は、1985年会社法の企業会計および監査制度に関する規定を2006年会社法の規定として代替したものである。また、UK LLPに関する法律に会社法等の規定を準用する際、今までとは異なって、修正された語句を含んで規定の文章全体を直すようにした。これは、従来の修正は、修正が必要な条文の修正されるところのみを切り取って修正を行う形であった⁴⁰。これは、場合によっては条文の変更された部分の分かりにくく、その内容を把握するためには、2008年LLP規則とその修正の対象となる法律の条文を共に確認しなければならないことであった。しかしながら、この

37 Morse, *supra* note 15, at 464.

38 2001年LLP規則7条については、1890年Partnership法の24条と28条ないし30条の規定を参考に規定されていた。Morse et al., *supra* note 16, at 22.

39 *Ibid.*

40 *Ibid.*

ように修正された全体的な条文として明記することは、一方進展したと評価できるものであったが、2008年以降の改正は、従来通りの修正にまた代替された⁴¹。

また、2008年には、会社法改正に伴いUK LLPに会計および会計監査に関する規定を適用するための2008年LLP規則以外にも、UK LLPを規模により会計規則を区分するLLP規則が制定された。これは2008年小規模LLP会計規則 (The Small Limited Liability Partnerships (Accounts) Regulations 2008) と2008年大規模および中規模LLP会計規則 (The Large and Medium-sized Limited Liability Partnerships (Accounts) Regulations 2008) の2つに区分して制定された。このように規模別にUK LLPを区分することは、同じく法人事業組織形態であるCompanyの影響によるものであると考えられる。法人事業組織形態であるCompanyは、1967年会社法改正以降、有限責任の基礎的条件として、すべての有限責任会社に対して計算関係の公開と会計監査を義務化し、1985年会社法から会社を企業規模別に区分してそれぞれの開示要件を定め、差異を設けている⁴²。このように規模別にUK LLPを区分することは、同じく法人事業組織形態であるCompanyの影響によるものであると考えられる。UK LLPにおいて当該UK LLPを規模別に区分することは、今後の日本における合同会社においても参考できると考えられる。

この2008年LLP規則は、会社法改正の中でも会計および会計監査に関する規定⁴³をまずUK LLPについても適用できるようにするために制定されたため、後ほど制定される2009年LLP規則に置き換えられていたが、2008年LLP規則の規定を適用することもあるため、2008年LLP規則を確認することと共に2009年LLP規則も確認する必要があることとなっている。

(2) 2009年LLP規則等

2009年LLP規則は、2008年LLP規則とは異なって、改正された2006年会社法の規定を1985年会社法の規定と置き換えるための制定であった。しかし、2001年LLP規則からの改正として2009年LLP規則が制定されたとしても、2001年LLP規則は欠かせないものである。そのため、2006年会社法の改正を反映した2008年LLP規則と2009年LLP規則が規定している条項以外の規定については、2001年LLP規則の規定がそのまま適用されている。なぜなら、2001年LLP規則は、会社法以外に1986年支払不能法などの規定との関係もあって、会社法以外の法律と関係のある条文の量が多かったからである。そのような理由から2009年LLP規則を2001年LLP規則に置き換えるように改正することはならなかった。そのため、UK LLPに関する詳細な規定事項を確認するには、未だにも2001年

41 *Ibid.*

42 酒巻・前掲注(4)31頁。

43 2006年会社法以外にthe Small Companies and Groups (Accounts and Director's Report) Regulations 2008とthe Large and Medium-sized Companies and Groups (Accounts and Director's Report) Regulations 2008もUK LLPについて適用できるようにするために規定された。

LLP規則が基本的なものになっている⁴⁴。

また、2016年には、2016年LLP規則（the Limited Liability Partnership (Register of People with Significant Control Regulations 2016)）が制定され、UK LLPにおいて重大な影響力を有する者を記載した名簿を作成・保管し、その名簿を一般公衆に公開するように規定している。

(3) UK LLPにおける規模別の区分

上記のLLP規則によりUK LLPは、計算書類を会社庁に提出することとなる。会社庁のホームページ⁴⁵によると現在の小規模UK LLPの基準は、2016年1月1日をもって2つに区分することができる。まず、2016年1月1日以降に会計年度が始まるUK LLPの場合には、次の条件のうち、少なくとも2つを充たさなければならない。① 年間売上高は、1,020万ポンド以下である、② 貸借対照表の総額は510万ポンド以下である、③ 平均従業員数は50名を超えてはならない。次に、2016年1月1日以前に設立されたUK LLPの場合にも次の条件のうち、少なくとも2つを充たすことが必要である。① 年間売上高は650万ポンドを超えてはならない、② 貸借対照表の総額は326万ポンドを超えてはならない、③ 平均従業員数は50名を超えてはならない。この2つに区分できる基準を充たして小規模のUK LLPとして認められた場合には、損益計算書、貸借対照表、会計に関する注記という計算書類を作成して提出することができる。このように小規模LLPとして認められるためには、まず、会社庁に対して小規模UK LLPとして取り扱われることを毎年申請することが必要である。この申請から小規模UK LLPと認められると会計監査を免除することができる。

また、中規模のUK LLPの場合においても小規模LLPのように3つの基準のうち、少なくとも2つが充たされれば中規模UK LLPとして申請することができる。その基準は、① 年間売上高は3600万ポンド以下である、② 貸借対照表の総額は1800万ポンド以下であること、③ 平均従業員数は250名を超えてはならない、である。中規模UK LLPの基準を充たすことになると中規模UK LLPは、損益計算書、貸借対照表、会計に関する注記、登録された監査人の名義が記載された会計監査報告を作成し、提出することとなる。中規模UK LLPの場合にも毎年申請することが必要である。

小規模UK LLPと中規模UK LLPに適合していないUK LLPは、大規模UK LLPとして区分される。大規模UK LLPの場合には、会社庁に提出する書類は概ね中規模UK LLPと同様であるが、大規模UK LLPの場合には計算書類と共に戦略報告書を提出することが含まれることとなる。

このように規模別にUK LLPを区分することにおいて、毎年申請または確認をとる必

44 Morse et al., *supra* note 16, at 30-34.

45 Companies House, Filing LLP accounts at Companies House (<https://www.gov.uk/government/publications/limited-liability-partnership-accounts-guidance/llp-accounts#small-llps>)

要があることからその実効性について疑うこともあり得ると思うが、客観化されている計算書類を用いて規模別に区分し、各規模別に異なる基準を提供することは、小規模UK LLPの場合には、業務に伴う計算書類の作成の負担が軽減できると思ひ、大規模UK LLPの場合には、戦略報告書を提出することから今後の当該UK LLPの事業展開をある程度確認できる点では、大規模UK LLPに関わっている利害関係者の保護にもつながるのではないかと考えられる。このようなUK LLPにおける規模別の区分は、現在の日本において利用されている合同会社についてより効率的に規制することにおいて参考できるのではと思われる。

V 結びに代えて

現在、イギリスにおいて設立されているUK LLPは、52,627件⁴⁶であり、イギリスにおいて登録される事業組織形態の1%を占めている。2000年LLP法により制度が導入された以降、徐々に増加して2014年にはイギリスに登録されている事業組織形態の1.8%を占めていたが、現在は、若干減少したようである。しかし、2019年に51,761件、2020年に51,154件、2021年に52,262件、2022年に52,394件が登録されていたことから鑑みると、パンデミック以降、UK LLPを用いて事業活動をすることが徐々に増加しているのではないかと考えられる。

UK LLPは、国際的な競争力を強化するために創設が求められた新しい事業組織形態である点では、合同会社と類似するが、UK LLPの創設を要請は、国際的な大手会計事務所らの主導によりなされたという違いを有している。そのため、合同会社の場合には、最初から合同会社の社員になる資格について制限がなかったものとは異なって、UK LLPの場合には、最初の草案の段階では専門職団体として機能するためのものとして構想され、業種制限を設けていた。しかし、業種制限には実益がないことから一変して業種制限をなくしたことにより、当初参考にしていたUS LLPよりLLCと類似する事業組織形態としてUK LLPが創設されるようになったと考えられる。

UK LLPは、おおむねLLCと類似するとはいえ、法人事業組織形態として創設された点ではLLCと大きく異なる。また、UK LLPは、Companyに近い本質を持っているが、その名称においてはPartnershipを用いており、1890年Partnership法25条を準用した構成員の除名に関するデフォルト規定や、必ず2人以上の構成員により設立されて原則としては1人UK LLPを認めていない点などから鑑みると、UK LLPは必ずしもPartnershipから離れた事業組織形態とはいえず、Partnershipとしての性格もある程度有しているといえる。また、租税上の取扱いにおいても法人事業組織形態でありながらもPartnershipやLimited Partnershipと同様にPartnership課税の対象である点から

46 Companies House, *supra* note 4, Table 1.

も、UK LLPは、Companyに近いものであるが、Partnershipとしての性格も有するハイブリッドな事業組織形態として創設されたといえる。

上述のように、UK LLPは、Companyと同様に構成員が有限責任を負い、構成員とは別個の法人格を有していることから、その規制について会社法の規定を準用するようになったのではないかと考えられる。この点は、日本の合同会社において大に参考になると思われる。合同会社もUK LLPと同様であって、他の会社形態よりも株式会社に近い。それにもかかわらず、合同会社は、持分会社の一種として一部の特則を設けているとはいえ、合名会社・合資会社と同様に持分会社として規律されている。このような合同会社についての規律は更なる検討が必要であると考えられる。そこで、本論文は、合同会社に関する規律について検討する際に多様な比較群を用いるためにUK LLPに焦点を当てて、イギリスにおけるUK LLPに関する研究の第一歩としてUK LLPの創設前史から現在に至るまでの変遷について検討を行った。法人事業組織形態でありながらPartnershipのような柔軟な経営ができることから、日本の合同会社との類似性を有している分、更なる研究を進めることにより、イギリスのUK LLPから合同会社について何らかの示唆を得たい。そのためには、今後の研究としてまず、UK LLPの構成員および指定構成員の権限等についてより検討を行う必要があると考えられる。

(しむ ゆる・高崎経済大学経済学部専任講師)

〈参考文献〉

- ・ Byron F. Egan, Choice of Entity Alternatives, 39 Tex. J. Bus. L. 379, 385 (2004) .
- ・ Carter G. Bishop, Through the Looking Glass; Status Liability and the Single Member and Series LLC Perspective, 42 Suffolk U. L. Rev. 459, 466-67 (2008-2009) .
- ・ Companies House, Companies register activities: 2022 to 2023 (<https://www.gov.uk/government/statistics/companies-register-activities-statistical-release-2022-to-2023/companies-register-activities-2022-to-2023>) , Table 1 (29 June 2023) .
- ・ , Filing LLP accounts at Companies House (<https://www.gov.uk/government/publications/limited-liability-partnership-accounts-guidance/llp-accounts#small-llps>)
- ・ Department for Business, Energy & Industrial Strategy, Business population estimates for the UK and regions 2022: statistical release, <https://www.gov.uk/government/statistics/business-population-estimates-2022/business-population-estimates-for-the-uk-and-regions-2022-statistical-release-html>, Legal form, Figure 3 (6 October 2022) .
- ・ Geoffrey Morse, Partnerships for the 21st Century - Limited Liability Partnerships and Partnership Law Reform in the United Kingdom, 2002 Sing. J. LEGAL Stud. 455 (2002) .
- ・ Geoffrey Morse & Thomas Braithwaite, Partnership & LLP Law, 9th ed., Oxford University Press (2020)
- ・ Jim Cousins, Austin Mitchell and Prem Sikka, Race to the Bottom: The Case of the Accountancy Firms, Association for Accountancy & Business Affairs <<http://visar.csustan.edu/aaba/RacetothetBottom.pdf>> (2004) .
- ・ Judith Freedman, Limited Liability Partnerships in the United Kingdom - Do They Have a Role for Small Firms, 26 J. CORP. L. 897 (2001) .
- ・ Mark Blackett-Ord & Sarah Haren, Partnership Law, 4th ed., Bloomsbury Professional (2011)
- ・ Stephen M. Bainbridge, Agency, Partnership & LLCs (3rd ed.) , Foundation Press (2019)

イギリスにおけるLimited Liability Partnership (LLP) の形成と発展 (沈)

- ・ Susan Pace Hamill, The Origins Behind the Limited Liability Company, 59 Ohio St. L. J. 1459 (1998) ; see also Joseph A. Rodriguez, Wyoming Limited Liability Companies: Limited Liability and Taxation Concerns in Other Jurisdictions, 27 Land & Water L. Rev. 539 (1992) .
- ・ , The Taxation of Domestic Limited Liability Companies and Limited Partnerships: A Case For Eliminating the Partnership Classification Regulations, 73 Wash. U. L. Q. 565 (1995) .
- ・ Wayne M. Gazur, The Limited Liability Company Experiment: Unlimited Flexibility, Uncertain Role, 58 Law & Contemp. Probs. 135 (1995) .
- ・ e-Stat 政府統計の総合窓口「会社および登記の種類別 会社の登記の件数」(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003206210>)。
- ・ 酒巻俊雄「株式会社の本質観と会社法理—イギリス法とアメリカ法—」星川長七先生還暦記念『英米会社法の論理と課題』(日本評論社、1972年)。
- ・ 酒巻俊雄ほか『英法系諸国の会社法—理論と実務・1 総説・設立・株式と株主』(中央経済社、2021年)。
- ・ 沈律「ジャージー島のLimited Liability Partnership (LLP) の沿革に関する研究ノート」高崎経済大学論集 64巻4号 (2022年)。
- ・ 本間輝雄『英米会社法の基礎理論』(有斐閣、1986年)。

The Formation and Development of Limited Liability Partnerships (LLP) in the UK

SHIM, Eul

Abstract

This article examines the formation and development of LLPs in the UK.

In examining the UK LLP, which has been discussed since the 1990s in response to demands for the creation of a new form of business organisation, the article explores the characteristics of partnerships and limited partnerships, which were options for doing business in the UK at the time, as a pre-history of the creation of UK LLPs.

Also, this article examines the LLP Act 2000, which was enacted in 2000 following discussions prior to the creation of the UK LLP, which began at the request of major international accounting firms, and the evolution of the LLP Regulations, to confirm the characteristics of the UK LLP.